**３％賃上げ助成～計画書等提出前チェックリスト～**

**★提出前に必ず確認してください！！★**

**(1) （第１号様式別添１）賃金改善内訳（職員別内訳）について**

□記載している職員名は、すべて令和４年２月～９月（予定含む）に在籍している職員ですか

□記載している職員名は、「法人役員を兼務する施設長」や、「延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している職員」は含んでいないことを確認しましたか。

※「法人役員を兼務する施設長」や、「延長保育や預かり保育等の通常の教育・保育以外のみに従事している職員」は、３％賃上げ助成の対象外です。

□３％賃上げ助成のうち、「令和３年度　賃金改善見込額」+「令和３年度　賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」≧「令和３年度　補助見込額（賃金改善部分）」（様式１計画書１⑧）を満たしていますか。

　　※３％賃上げ助成の令和３年度　補助見込額を上回る賃金改善計画が必要です。

　　※令和３年度分は、一時金でも構いません。

□３％賃上げ助成のうち、「令和４年度　賃金改善見込額」+「令和４年度　賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分」≧「令和４年度　補助見込額（賃金改善部分）」（様式１計画書１⑪）を満たしていますか。

　　※３％賃上げ助成の令和４年度　補助額を上回る賃金改善計画が必要です。

□３％賃上げ助成のうち、「令和４年度　賃金改善見込額のうち、基本給及び決まって毎月支払う手当」≧「令和４年度　賃金改善見込額」×2/3を満たしていますか。

※令和４年度賃金改善見込額のうち、2/3以上は、基本給及び決まって毎月支払う手当に充てる必要があります。

**(2) （第１号様式別添２）同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表について**

□３％賃上げ助成のうち、向上支援費分の補助額がある場合は、同一事業者内における拠出及び受入額は０円になっていますか。

※向上支援費分の補助額がある場合は、同一事業者内における拠出及び受入はできません。

**(3)その他**

□**令和４年３月31日までに、令和４年２・３月分の賃金改善を実施していますか。**

　※令和４年２月から実際に職員の賃金改善を行うことを要件としています。賃金規程等の改定に一定の時間を要することを考慮し、３月に、２月分及び３月分をまとめて一時金により支給することも可能ですが、**４月以降に支払う場合には補助対象外になります！！**